

質問書回答

2018年12月25日

「(案件名) フィジー国 5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上プロジェクト」
 (公示日：2018年12月12日／公示番号：180501) について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通 番 号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-------------|--|---|--|
| 1. | (P13) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (4) 成果 | 成果1)「国家5S-KAIZEN-TQM チームの能力が強化される」とありますが、チームメンバーの構成について、ご教示ください。例えば、チームメンバーに地方の保健局職員や病院長等が含まれる場合、プロジェクトで予定する各種会合の開催頻度など、活動計画に大きく影響すると思います。ついては、作業計画を検討するに当たり、メンバーの所属先や役職など、同チームの詳細な情報を提供いただけませんか。 | 病院サービス担当次官補を中心に、日本等で研修を受講した人材を中心に構成されていますが、詳細計画策定から時間が経過しており、また選挙が実施され、人事異動が発生していることから、活動開始時に改めてメンバー・部署等について確認いただくことを想定しています。現時点で地方のメンバーが含まれることは想定していません。 |
| 2. | (P13) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (4) 成果 | 成果2及び成果3について、下記のとおり、何点か質問いたします。 企画競争説明書では、成果2は「5S-KAIZEN-TQM のパイロットユニットが確立される」、成果3は「プロジェクト対象保健医療施設の中のパイロットユニットにおいて、5S-KAIZEN-TQM にかかる組織能力が強化される」とあります。一方、PDM では、成果2は「Model activity for 5S-KAIZEN-TQM at the target health facilities is established」、成果3は「Organizational capacity of 5S-KAIZEN-TQM is strengthened at the selected units of the target health facilities」とあります。 | モデル活動を実施する主体として対象ユニットを選定することを想定しています。当初は全ユニットでの実施までを活動に含むことを想定していましたが、最終的には、先方の自助努力によって成し遂げていただけるためのキャパビルを行うことを主眼としています。活動開始後に、再度先方とワークプランを検討し、必要があればPDMを改定することを想定しています。 配布したPDMと署名済みPDMに差異はございません。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>成果 2 については、PDM では「パイロットユニットの確立」とは表現が異なります。また、成果 2 及び成果 3 の PDM の指標の中には、「all units」と記載がありますが、成果 2 及び成果 3 は、選定したパイロットユニットだけではなく、各施設の全ユニットに普及したことを達成指標と捉え、全ユニットにおける活動の進捗を測るのでしょうか。活動はパイロットユニットを対象にしており、活動と成果の指標に矛盾があるため、考え方についてご教示ください。企画競争説明書の配布資料としては、PDM はドラフト（2016 年 11 月時点）のみが配布されているため、合意された PDM の内容が異なる場合には、提供いただけませんか。</p> | <p>配布した資料のファイル名に「draft」の文字が残っていたために、混乱を招き申し訳ございませんでした。</p> |
| | | <p>PDM では成果 2 及び成果 3 共に「target health facilities」と記載されており、成果 2 については具体的な施設は示されていませんが、企画競争説明書にあるとおり、成果 2 が指す target health facilities は CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターの 3 施設との理解に相違ありませんでしょうか。また指標では、target health facilities と pilot health facilities が混在していますが、どちらも上記 3 施設を指すとの理解で相違ありませんでしょうか。尚、成果 3 は PDM の活動にランバサ病院とラウトカ病院との記述がありますので、成果 3 が指す target health facilities は上記 2 施設との理解でよろしいでしょうか。尚、こちらも、PDM のドラフトの記載事項のため、先方政府と合意した最終版の記載内容が異なる場合は、最終版のご提供をお願いいたします。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>3. (P13) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5)活動</p> | <p>1-4にある「補完的研修プログラム」とはどのようなものを想定されているかご教示ください。</p> | <p>1-3に基づき、足りないプログラムとなりますので、現時点での具体的な想定はありません。</p> |
| <p>4. (P13) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5)活動</p> | <p>1-7の「プロジェクト対象5施設の経験を他の保健医療施設と共有する」は、具体的にどのような活動を想定されていますでしょうか。 例えば、グッドプラクティスの共有を目的としたセミナーの開催を想定する場合、別途費用の計上は可能でしょうか。また、研修では定額の積算となっていますが、本セミナーの開催も定額での積算とし、必要に応じて契約を変更することになりますでしょうか。その場合の定額費用をご教示ください。</p> | <p>共有の方法については、様々な手段・媒体が想定されますが、国家5S-KAIZEN-TQMチームとの検討及び予算状況により決定される予定です。現時点では積算いただく必要はなく、プロジェクト開始後にカウンターパートと検討のうえ、改めて提案いただき、必要に応じ契約変更を行います。</p> |
| <p>5. (P14) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5)活動 2-3 3-3</p> | <p>2-3と3-3は、どちらも5S-KAIZEN-TQM研修の実施について記載されています。3-3-3では、TQM研修について言及されていますが、2-3には、その記載がありません。成果3の活動として、ランバサ病院とラウトカ病院のみで実施するという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>ご理解の通りです。</p> |
| <p>6. (P14) 企画競争説明書 第3調査の目的・内</p> | <p>職員を対象とした5S-KAIZEN-TQM研修の実施について、企画競争説明書では、2-4はHMTが実施することとなっており、3-4はQITが実施することとなっております。一方、PDM(案)では、どちら</p> | <p>研修についてはQITが実施することを想定していますので、PDMを正としてください。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5)活動 2-4 3-4</p> | <p>も QIT が実施することになっており、記載が異なります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。</p> | |
| 7. | <p>(P15) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (9) 相手国側実施期間・カウンターパート</p> | <p>企画競争説明書では、フィジー保健医療サービス省の保健次官（保健医療サービス省、病院サービス局）、保健次官（保健医療サービス省、公衆衛生局）と保健次官が2名となっています。 一方、R/D では、Project Director は「Permanent Secretary for MoHMS」、Project Manager は「Deputy Secretary Hospital Services of MoHMS」となっており、記載内容に齟齬があります。 貴機構とカウンターパート機関の両方で署名がある R/D の内容を正と考えてよろしいでしょうか。または、R/D 署名から2年以上が経過していることから、企画競争説明書の内容が現状との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>R/D を正としてください。後者の保健次官は保健次官補の誤りです。</p> |
| 8. | <p>(P19) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (13) 事業費</p> | <p>総事業費が大幅に減少し、R/D と比較して、専門家、機材（カメラ、プロジェクター）、本邦研修、スリランカへのスタディツアー等の日本側の投入が削減されていると理解します。これらの投入に関する変更点は、先方政府へ既に説明し、了承を得られているとの理解でよろしいでしょうか。また、当該項目に関する PDM の改訂は、プロジェクト開始前に行われるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>保健省へは説明済みです。PDM 改定については、活動開始後必要に応じて検討します。</p> |
| 9. | <p>企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項</p> | <p>P20 に記載されているワークプランは、P23 に記載されている年次活動計画書とは、異なる計画書との理解で宜しいでしょうか。もし異なる場合には、それぞれの目的と記載内容の違いについて、ご教示いただけませんか。</p> | <p>ワークプランは先方と協議するためのものであり英文を想定しています。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| | <p>(P20) 6. 業務の内容【1年次 2019年2月～2020年4月】 (現地業務) (3) ワークプラン (1年次原案) の作成、協議</p> <p>(P23) 7. 成果品等 第1年次 ②年次活動計画書 (1年次)</p> | | |
| 10. | <p>(P20) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務の内容【1年次 2019年2月～2020年4月】(現地業務) (4) プロジェクトキックオフ会合</p> | <p>プロジェクトキックオフ会合の中で1年次に取り組む5S-KAIZENテーマを決定するとありますが、これは2年次、3年次も同様に決めて行くのでしょうか。このテーマ決定をTQMのための方針とし、それを各病院で同時に展開して行くと考えてよろしいでしょうか？</p> | <p>2年次以降については必要に応じ、JCC等の場を活用することを想定しています。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 11. | <p>企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項</p> <p>(P23, 24) 7. 成果品等 (1) 調査報告書等 第1年次 ②年次活動計画書 (第1年次) ③ Inception Report(案)</p> | <p>第一回 JCC 開催の約1カ月前に提出する③Inception Report(案)は、その位置付け及び内容、また提出時期(第一回 JCC の想定開催時期)をご教示ください。</p> <p>通常、Inception Report は、調査案件などで先方政府関連機関に調査の目的等を説明する意図で作成され、調査団が当該国に赴任直後に使用するものだと理解します。本案件では、「③Inception Report(案)(JCC で承認を受ける)」とあるため、一般的な Inception Report とは異なり、JCC で合意が必要な内容が含まれるということでしょうか。</p> <p>一方、②年次活動計画書(第1年次)については、JCC で承認を受けるとの記載はありません。P20 に記載のワークプラン、②年次活動計画書(第1年次)、③Inception Report のそれぞれの目的および記載内容をご説明いただけませんかでしょうか。</p> <p>③Inception Report(案)について、提出時期が「第一回 JCC 開催の約1カ月前」とありますが、レポート名に「③Inception Report(案)(JCC で承認を受ける)」とあります。JCC で承認を受ける予定の「Inception Report(案)」を JCC 開催1カ月前に提出するということでしょうか。または、JCC で承認を受けた「Inception Report」を JCC 後に提出するとの理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>インセプションレポートについては、先方説明用の部分を事前に作成・提出いただいたうえで、業務計画書及び年次活動計画書に基づいて作成されたワークプランにより先方と一年次活動について協議し、JCC で承認を受けた同内容を足して、JCC 後に最終版を提出いただくことを想定しています。</p> <p>年次活動計画書自体について JCC で承認を受ける必要はありませんが、上記過程に適切に反映してください。</p> <p>JCC については、早期の開催を想定していますが、現時点での具体的日時の想定はありません。</p> <p>案については一か月前に、その後 JCC で承認された内容に加え、承認後に所定の部数の提出をお願いします。</p> |
|-----|--|---|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>12. (P23～24) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 第1年次 ④プロジェクト業務進捗報告書 ⑥モニタリングシート ⑦1年次業務完了報告書 第2年次 ⑨プロジェクト業務進捗報告書 ⑩モニタリングシート ⑪2年次業務完了報告書 第3年次 ⑭プロジェクト業務進捗報告書 ⑮モニタリングシート</p> | <p>第1年次～第3年次の④⑨⑭プロジェクト業務進捗報告書の提出時期は業務開始から約6か月後、また⑥⑩⑮モニタリングシートの提出時期は業務開始から約6か月ごとで、本案件の場合、プロジェクト業務進捗報告書とモニタリングシートの提出時期が重なり、内容が重複することが想定されます。 については、例えばモニタリングシートを英語版だけでなく、和文を作成することで業務進捗報告書に代えることは可能でしょうか（別途、業務進捗報告書は提出しない）。上記対応ができない場合、業務進捗報告書の目的および記載内容について、ご説明いただけませんか。</p> <p>また⑦⑪の各年次業務完了報告書には、モニタリングシートの添付について記載がありません。当該時期は、モニタリングシートの提出は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>内容について重複する部分はありますが、モニタリングシートはプロジェクトの進捗を共有するためのプロジェクト内部の文書であり、業務進捗報告書はコンサルタントとしてCP及びJICAに対しての報告であるため、後者についてモニタリングシートでは書ききれない事項があると想定しています。</p> <p>モニタリングシートは6か月ごととなっております。所定の時期に提出をお願いします。添付できるタイミングであれば添付いただいても結構です。</p> |
|---|---|---|

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 13. | (P25) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 | 報告書の提出方法ですが、④⑨⑭とベースライン(⑤)ならびにエンドラインサーベイ(⑯)の結果は簡易製本とすると記載されていますが、その他(⑰も含む)については、提出方法(製本または簡易製本等)について言及されていないので、ご教示ください。 | ⑰については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」で指定されている方法で印刷・製本をしてください。その他、指定されていない場合は製本・簡易製本いただく必要はありません。 |
| 14. | (P25) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 第3年次 ⑰3年次業務完了報告書 ⑱プロジェクト業務完了報告書(最新モニタリングシートを添付) | ⑰3年次業務完了報告書および⑱プロジェクト業務完了報告書は、提出時期がいずれも契約終了時とありますが、異なる内容の報告書という理解でよろしいでしょうか。 その場合、それぞれの目的、記載内容をご説明いただけませんかでしょうか。 | ⑰は3年時のみの記載、⑱はプロジェクト全体の記載をお願いします。 |
| 15. | (P25) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 (3) その他の提出物 1) 議事録等 | 企画競争説明書に記載のとおり、配布されたR/Dと比較して投入については大幅な見直しがあり、専門家の派遣M/Mも大幅に縮小されています。 P19の「(13) 事業費」では、「効率的にプロジェクト活動を実施するための提案を行うこと」とあります。 企画競争説明書には、P12の第3調査の目的・内容に関する事項、P23の7. 成果品等に(1)調査報告書等、P26の2. 業務量の目途及び調査団員分野、P27の6. 便宜供与に「本調査の実施にあたり」と記載があるなど、「調査」という文言が見られ、成果品の一部 | 大臣等、先方カウンターパート機関の幹部スタッフとの打ち合わせ等、主要な会議に該当する会議のみの議事録を想定しておりますので、ご提案の通り事前に確認いただくことで結構です。 |

| | | | |
|-----|--------------------------------|---|---------------------------------|
| | | <p>(Inception Report や議事録等) には、一般的に調査案件で求められる提出物が記載されている印象を受けます。</p> <p>専門家の投入量が削減され、現地では限られた M/M で期待される成果を上げることが求められるため、プロジェクト本来の業務により時間と労力を割き、効率的に業務を遂行できるよう、文書作成や提出等の削減などを提案することは可能でしょうか。</p> <p>例えば、「協力相手先機関との<u>主要な調整会議</u>、各報告書説明・協議に係る議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する<u>主要な関連会議</u>・検討会における議題・出席者・質疑内容等を取りまとめ、会議終了から 10 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA フィジー事務所におけるミーティングについても同様とする」とありますが、この「主要な」会議とは具体的に何を指すのかご教示ください。こちらの理解では、P19 に記載のある JCC が現時点で該当すると考えています。業務上、関係者と多くの会議を開催することになると存じますが、そのすべての議事録を残し、貴機構に 10 日以内に提出することは、逆に円滑な業務の遂行を難しくする恐れもあります(定期会議において簡易的な議事メモは残しますが、貴機構提出用に精度を高める場合、見直し等に時間を要します)。貴機構フィジー事務所におけるミーティングに関しても、内容に応じて議事録として残すミーティングもあるとは存じますが、都度、議事録を残すべき会議(言語指定含む)については事前に相談の上、決定していくことを提案させて頂きたいと存じます。</p> | |
| 16. | (P25) 企画競争説明書 第3調査の目的・内 | JICA の規定により、業務日誌を添付した月例の業務報告を毎月 10 日までに JICA に提出する、とありますが、「業務日誌を添付させる形での業務報告」について言及した JICA の規定をご教示くださ | 同文を削除とします。毎日の業務についての報告は必要ありません。 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| | <p>容に関する事項</p> <p>7. 成果品等</p> <p>(3) その他の提出物</p> <p>2) プロジェクト活動業務報告書</p> | <p>い。</p> <p>業務日誌とは、毎日の業務について報告する必要があるということでしょうか。</p> <p>契約管理ガイドラインに記載されているコンサルタント業務従事月報と異なるのでしょうか。</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html</p> | |
| 17. | <p>(P23～P25)</p> <p>企画競争説明書</p> <p>第3調査の目的・内容に関する事項</p> <p>7. 成果品等</p> | <p>提出時期に、「業務終了時」と「各年次契約終了時」とが混在しています。P27の第4業務実施の条件7. その他の留意事項(1)複数年度契約では、「本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし」と記載がありますので、各年次の契約終了時は、第3年次を除き、「各年次の業務終了時」との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、各年次の期間は(P20～22より)、(1)第1年次は2019年2月から2020年4月まで、(2)第2年次は2020年4月から2021年3月まで、(3)第3年次は2021年4月から2022年3月までが想定されていますが、2020年4月は第1年次と第2年次で重なっています。第2年次は、2020年5月から2021年3月までの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解の通りです。</p> <p>4月中途で終了・開始する計画でも、ご理解の通り5月から開始する計画でもどちらの提案でも結構です。</p> |
| 18. | <p>(P23～P24)</p> <p>企画競争説明書</p> <p>第3調査の目的・内容に関する事項</p> <p>7. 成果品等</p> <p>(1) 調査報告書等</p> <p>①業務計画書(第1年次)</p> | <p>業務実施契約約款の第2条では、業務計画書について、「受注者は、本契約締結日から起算して10営業日以内に、仕様書に基づいて、発注者に提出して承諾を得なければならない。」と記載があります。</p> <p>本案件の場合、第3年次までの複数年度契約であると理解しますので、⑫業務計画書(第3年次)の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解の通りです。</p> |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| | ⑫業務計画書（第3年次） | | |
| 19. | (P26) 企画競争説明書 第3調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 (3) その他の提出物 3) 収集資料 4) デジタル画像集 | 3) 収集資料とは、どのような資料を想定されていますでしょうか。例えば、研修教材の際に参照した文献や書籍なども含まれるのでしょうか？これらは、本プロジェクトのために収集した資料ではなく、各専門家が、自身の専門分野の研鑽のために活用している資料と考えております。 また提出時期、提出方法をご教示ください。 4) デジタル画像集の提出時期は、「プロジェクト業務報告書提出次」とありますが、契約終了時に提出する「プロジェクト業務完了報告書提出時」との理解でよろしいでしょうか。 | 収集資料とは、本業務により収集された資料であり、参照した文献等は想定していません。提出時期・方法はデジタル画像集と同様でお願いします。 上記収集資料も含め、重要度等に応じ、年次ごとの業務報告書もしくは完了報告書と同時に提出してください。 |
| 20. | (P26) 企画競争説明書 第4業務実施の条件 2. 業務量の目途及び調査団員分野 | (1) 業務量の目途として、国内業務：4MM、現地業務：25.34MMとありますが、国内業務の4MMは、具体的にどのような活動を想定されているかご教示ください。 P19以降の6. 業務の内容では、国内業務は、1年次の開始当初の国内準備作業のみ言及がありますが、以降はありません。 現地での活動期間を確保するため、国内業務のMMについては、必要に応じて、大幅に見直し、総MMは変えずに、国内から現地にMMを振り分ける提案も可能でしょうか。 | 業務量は「目途に提案すること」としており、想定する業務内容と費用を踏まえご提案ください。 現地業務に振り替えた場合、滞在費用等が増額となるため、全体予算の中で調整が必要となる可能性があることをご承知おきください。 |
| 21. | (P26) 企画競争説明書 第4業務実施の条件 3. 相手国の便宜供与 | 保健省内の事務スペースは、どの程度のスペースが想定されていますでしょうか。日本人専門家、ローカルスタッフを含めると、最大3~4名で執務が必要な時期が想定されますが、当該人数が同時に執務できるスペース（机や椅子を含む）が確保されているとの理解でよろしいでしょうか。 | 現時点で特定の場所は指定されていませんので、プロジェクト開始に向け先方に依頼する予定です。 |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 22. | (P27) 企画競争説明書 第4 業務実施の条件 5. 機材の調達 | 1) ノート型 PC (1 台) の購入が想定されています。備上できるローカルスタッフは1名のみということでしょうか。 ローカルスタッフの備上を2名、PC2台購入することを提案した場合、認めて頂けるでしょうか。 | 全体予算との調整となりますが、提案いただくことは可能です。 |
| 23. | (P27) 第4 業務実施の条件 7. その他の留意事項 (2) 見積り | 定額で計上する想定見積額は、どのような項目を想定していますでしょうか。 例えば、研修開催には、研修教材および研修修了証の印刷、文具等の購入、会場借用費、参加者への日当・宿泊費、講師謝金、講師の日当・宿泊費、交通費が主な支出として考えられます。フィジーの場合には、参加者や講師に対する日当・宿泊費、交通費等の経費の支出は、プロジェクト負担と先方政府負担のどちらを想定されていますでしょうか。 また、会場は、対象病院施設、または民間の施設を借り上げるなど、どちらを想定されていますでしょうか。 定額に含まれない必要な経費を積算するため、定額の研修費用として想定している項目をご教示ください。 | 現時点では内訳の積算は行わず、定額のみご提示ください。プロジェクト開始後にカウンターパートと協議のうえ、必要経費について積算を行い、費用を確定します。なお、参加者については、カウンターパート機関職員（保健省職員）になりますので、日当・宿泊費、交通費等は、原則として先方政府負担を想定しています。講師謝金についても原則先方負担を想定していません。 会場に関して、現時点での想定はありません。 |
| 24. | (P27) 第4 業務実施の条件 7. その他の留意事項 | ア) 5S チームに対する研修について、定額として300,000円を計上することとあります。 P20(4)にある、プロジェクトキックオフ会合も5S チームが参加者として含まれますが、上記の定額の考え方が適用され、300,000円の定額を計上するのでしょうか。 | キックオフミーティングについては定額ではなく、必要な経費があれば見積もってください。 |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| | (2) 見積り | <p>プロジェクトキックオフ会合については定額の考え方を適用しない場合、別途費用を積算の上、計上させて頂きたいと考えています。</p> <p>その場合、日当宿泊費、交通費については、プロジェクトが負担するのか、先方政府が負担するのかご教示ください。R/D上では、Cost for training and workshops は日本側負担となっておりますが、フィジー側も一部その費用を担うような表現となっており、計上すべき費用が曖昧であると感じています。</p> <p>日本側が負担する場合、費用計上のために、フィジー保健医療サービス省の日当・宿泊基準をご教示ください。</p> | <p>参加者については、カウンターパート機関職員（保健省職員）になりますので、日当・宿泊費、交通費等は、原則として先方政府負担を想定しています。</p> |
| 25. | <p>その他 見 積 (Transportation Fee) について</p> | <p>日本人専門家の移動手段について、企画競争説明書上には、車両の調達について供与機材に指定されておられません。R/D上ではフィジー側の投入の欄に、- Transportation Feeとあります。</p> <p>①フィジー側が負担する「Transportation Fee」とは、具体的に何を指すのでしょうか（想定する移動関連費用として、車両費、車両燃料費、ドライバー、維持管理費、航空運賃等について考慮する必要があると考えています）。</p> <p>以下の項目について、誰が負担するのかご教示いただき、フィジー側が負担しない場合、プロジェクトで計上してよい（すべきである）かご教示ください。</p> <p>②日本人専門家（ローカルスタッフ含む）の日常の移動手段やその費用</p> <p>③日本人専門家（ローカルスタッフ含む）のモニタリング実施時の移動手段とその交通費（車両燃料費含む）</p> <p>④C/Pのみが（日本人は同行しない）モニタリング等をする際の移動手段とその費用</p> | <p>②，③はプロジェクト負担を想定しています。それ以外は原則先方負担を想定しています。</p> |

| | | | |
|-----|---------------------------|---|--|
| | | ⑤研修参加者の交通費 | |
| | | ⑥ ②～④のいずれかの回答が日本側負担である場合、レンタカー備上費用を計上しても宜しいでしょうか。 | |
| 26. | その他 見積（C/P の日当宿泊費）について | C/P と遠方に出張する場合、C/P の日当・宿泊費については、日本側が負担するのか、相手国側が負担するのかご教示ください。R/D上では、当該費用について具体的な明記がないかと存じます。 | 原則先方負担を想定しています。 |
| | | 日本側が負担する場合、費用計上の為に、フィジー保健省の基準をご教示ください（質問 24 で回答いただいている場合は、回答は不要です）。 | |
| | | また、ローカルスタッフの日当宿泊費の参考としたいので、貴機構フィジー事務所の基準額もご教示ください。 | <p>現地事務所が現地職員に適用している日当・宿泊費は下記の通りとなります。</p> <p>宿泊</p> <p>現地職員</p> <p>プロフェッシ 10,800円/(予算統 ヨナルA 制レート)</p> <p>プロフェッシ 10,800円× ヨナルB (1-1/10)/(予算統 制レート)</p> <p>クラーク、オ 10,800円× フィスアシス (1-1/10)/(予算統 タント 制レート)</p> <p>日当</p> <p>プロフェッシヨ 3,600円/(予算統制レ</p> |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| | | | ナルA ート) プロフェッショ 3,600円×(1-1/10)/(予 ナルB 算統制レート) クラーク、オフィ 1,800円×(1-1/10)/(予 スアシスタント 算統制レート) |
| 27. | その他 見積（ベースライ ン・エンドラインサ ーベイ）について | 調査費用については、企画競争説明書上には記載がありません。 本案件では、再委託できないと判断しますが、例えば、プロジェ クトでサーベイ実施時期にローカルコンサルタントを傭上するこ とを計画し、特殊傭人費として、人件費と交通費等を計上するこ とは可能でしょうか。 | ご提案いただくことは可能ですが、全体予算と の関係で、調整が必要となる可能性があること はご承知おきください。 |

以 上